

済生会福島訪問看護ステーション運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会が開設する済生会福島訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 済生会福島訪問看護ステーション
- （2）所在地 福島市大森字下原田 25 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 看護師又は保健師 1 名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が、行われるように総括する。
- （2）職 員 看護師、又は保健師 2 名以上（常勤或いは非常勤職員）
但し、員数については、管理者を含めて常勤換算 2.5 人を下まわらないものとする。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- （3）その他職員 数名（常勤或いは非常勤職員）
事務職員、理学療法士、作業療法士については必要に応じ配置する。
それぞれ必要な業務を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、済生会福島総合病院職員就業規則に準ずるものとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、年末年始の 5 日間（12 月 30 から翌年 1 月 3 日まで）を除く。
- （2）営業時間 平日は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

(3) サービス提供地域 福島市内

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第7条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、医療報酬告示上の額に各利用者の医療保険証に記載された負担割合を乗じた額とする。保険給付の対象外に係る利用料金は別に定める料金表によるものとする。

- 2 交通費は片道1kmにつき50円とする。
- 3 死後の処置料は10,000円とする。
- 4 費用の支払いを受ける場合は利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受ける事とする。

(訪問看護の提供の開始及び終了等)

第9条 訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けるものとする。

- 2 利用申込者が必要とする療養上の世話の程度が重いことをもって訪問看護の提供を拒まないものとする。
- 3 利用申込者の病状、利用申込者の居住地とステーションの所在地との間の距離等を勘案し、自ら適切な訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 訪問看護の提供の開始に際しては、利用申込者の病歴、家庭環境等の把握に努めるものとする。
- 5 利用者の病状及び心身の状態について、定期的に、主治医に訪問看護の提供の継続の要否

を相談するものとする。

- 6 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供及び保健サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(受給資格の確認)

第10条 訪問看護療養費に係る訪問看護を受けることを求められた場合には、そのものの介護保険証または健康保険証によって訪問看護を受ける資格があることを確かめるものとする。

(訪問看護の基本取扱方針)

第11条 訪問看護は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行うとともに、日常生活の充実に資するよう行われるものとする。とくに、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないよう、計画的に行われるものとする。

(訪問看護の具体的取扱方針)

第12条 看護師等の行う訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問看護に当たっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- (2) 訪問看護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
- (3) 訪問看護に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康におよぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (4) 常に利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、適切な指導を行う。

(訪問看護計画書の作成等)

第13条 看護師等(准看護師を除く)は、利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。

- 2 ステーションの管理者は、前項の計画書及び報告書に関し、必要な管理をするものとする。
- 3 主治医に前項の計画書及び報告書を提出するものとする。

(会計の区分)

第14条 ステーションの会計は、ステーションごとに経理を区分するとともに、事業の会計と病院、老人施設等の会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

第15条 設備、備品、職員、会計及び利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備しておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 ステーションは、「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に則り、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ステーションの従業者に対して「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支

援等に関する法律」に関する研修の実施

(2) 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備

(3) その他、高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援のために必要な措置

- 2 ステーションの従業者は、サービス提供中に利用者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」の取り扱いに準じて、速やかに地域包括支援センターや関係市町村に通報し、必要な援助を行っていくものとする。

(災害時の対応に向けた取組)

第 17 条 ステーションは、災害時における緊急体制を整備し、安定したステーションの運営及び利用者の被災が最小限に留まり必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。

(1) 災害対策のマニュアルの整備

(2) 災害発生時における速やかな緊急対応

(3) その他災害発生時を想定し、平時から関係事業所との連携構築

(苦情処理)

第 18 条 提供した支援内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査を実施・改善措置・利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した支援内容に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは定時の求め、または当該市町村の職員からの質門若しくは照会に応じる。また、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した支援内容に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の取り扱いに関する事項)

第 19 条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」にもとづき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守しなければならない。また、事業所の従業者が移動または退職後も同様の扱いをするものとする。

- 2 事業所の従業者は、その業務において利用者に関する情報を利用する場合には、個人情報保護規定に基づく範囲で利用するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 ステーションは、社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は開設者とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。
 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。